

## 朝銀を巡る課題と新設受皿組合において講じられた対応策

(新設受皿組合：近畿 3 信組及びハナ信組)

課題	新設受皿組合において講じられた対応策（定款等で手当て）
・総連等からの独立性の確保	<p>[受皿組合の運営]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総連を含むいかなる団体、個人からの経営、人事に対する介入、関与を排除</li> <li>・総連、朝銀で構成される団体に参加しない</li> </ul> <p>[役員体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総連、他の朝銀等の役員経験者を役員としない</li> <li>・役員は総連のいかなる地位にも就かず、職にも従事しない</li> <li>・日本の銀行、信用金庫において勤務した者を役員に加える（注）</li> </ul>
・総連向け融資の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総連に対する融資は引き継がず、また新たな融資は行わない</li> </ul>
・架空名義口座の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真正権利者が不明な預金は引き継がない（RCCに移管）</li> <li>・口座開設時の本人確認を徹底（定款に基づき業務規則を整備）</li> </ul>
・厳格な監査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査法人による外部監査の導入、員外監事の設置</li> </ul>
・厳格な融資の審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資審査委員会を設置し、厳格に融資の審査。一定金額以上の融資については、日本人役員を含む常勤理事全員の承認（定款に基づき業務規則を整備）</li> </ul>
・朝銀独自のオンラインシステムからの離脱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝信共同計算センターから全国信組共同センターに移行 (認可申請時の事業計画に明記)</li> </ul>
・現金取引の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大口現金取引の取引理由の確認、口座を通さない融資の排除等（定款に基づき業務規則を整備）</li> </ul>
・法令遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守を徹底するための委員会を設置。監察官を設置し、法令遵守状況を監視（定款に基づき業務規則を整備）</li> <li>・職員の採用に当たって、法令遵守姿勢の観点から問題のある者を排除</li> </ul>

(注) 近畿 3 信組は、理事長が日本人。ハナ信組は、理事長を含む常勤役員（5 名）の半数以上（3 人）が日本人。